

一般社団法人熊本県産業資源循環協会長 殿

宮崎県環境森林部循環社会推進課長
(公 印 省 略)

令和2年度における熊本県内から宮崎県への産業廃棄物の搬入について（通知）

本県の産業廃棄物行政につきましては、日頃より御協力いただき感謝申し上げます。

さて、標記につきましては、平成26年3月20日付け24935-1629で行った通知により、管理型最終処分を目的とした産業廃棄物搬入について、①熊本県内の排出事業者からの埋立処分を目的とした新たな搬入事前協議については、原則として受理しないこと、②熊本県内の排出事業者からの埋立処分を目的とした継続分に係る搬入事前協議については、「宮崎県環境計画（宮崎県廃棄物処理計画）」を改定する令和2年度まで、暫定的に事前協議を受理することとしておりましたが、平成28年度途中から令和元年度の搬入については、平成28年熊本地震の影響を考慮して、特例扱いとしたところです。

令和2年度における搬入につきましても、引き続き下記のとおり特例扱いとすることとしましたので、お知らせします。

つきましては、御理解と御協力をお願いいたします。

記

1 管理型最終処分

① 令和2年度においては、既に承認を行っている継続分排出事業者に限って、承認している産業廃棄物の種類ごとに要望に応じた量までの搬入を認める。

② 条件

- ・ 「宮崎県県外産業廃棄物の県内搬入処理に関する指導要綱」に基づく事前協議のを行うこと。
- ・ 上記協議には、通常の添付書類以外に、平成27年4月から令和2年2月までの月別産業廃棄物別受託実績表（様式任意、年度ごとに合計欄を設けること。）を添付すること。
- ・ 事前協議書に令和2年3月現在の搬入前産廃の保管状況（処理前及び処理後）の写真を添付すること。
- ・ 搬入承認量を上限として遵守する旨の誓約書（様式任意）を添付すること。
- ・ 熊本県内業者の受入単価を理由とする場合は、各管理型処分業者の受入単価説明書（様式任意）を提出すること。
- ・ 受入れる各処分業者からは、承認量を上限として遵守する旨の誓約書（様式任意）を提出すること。
- ・ 継続分排出事業者は、搬入承認量の増大分を使って新規顧客の開拓を行うことは厳に慎み、専ら産業廃棄物の滞留の解消のために用いること。

③ 令和3年度においては、要望量調査や今後の処理状況を確認した上で整理する。

2 中間処理

① 令和2年度においては、廃プラスチック類を主とする混合物の破砕処理を行ったものの圧縮・固化処理施設への搬入について、要望に応じた量まで認める。

② 条件

- ・ 「宮崎県県外産業廃棄物の県内搬入処理に関する指導要綱」に基づく事前協議のを行うこと。
- ・ 上記協議には、通常の添付書類以外に、平成27年4月から令和2年2月までの月別産業廃棄物別受託実績表（様式任意）、月別処理後物別搬出実績表（様式任意、年度ごとに合計欄を設けること。）を添付すること。
- ・ 事前協議者と排出事業者の間で締結した中間処理処分契約書（任意抽出で1契約分）を添付すること。
- ・ 事前協議書に令和2年3月現在の搬入前産廃の保管状況（処理前及び処理後）の写真を添付すること。

- ・ 搬入承認量を上限として遵守する旨の誓約書（様式任意）を添付すること。
 - ・ 受入れる各処分業者からは、承認量を上限として遵守する旨の誓約書（様式任意）を提出すること。
 - ・ 事前協議者は、搬入承認量を使って新規顧客の開拓を行うことは厳に慎み、専ら産業廃棄物の滞留の解消のために用いること。
- ③ 令和3年度においては、要望量調査や今後の処理状況を確認した上で整理する。

3 安定型最終処分
今後の処理状況等を確認した上で整理する。

連絡先	許可・審査担当
電話	0985-26-7083
FAX	0985-22-9314